



保険料区分 (所得段階)	対 象 者	保険料額 (3～5年度)
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護の受給者</li> <li>本人及び世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金の受給者</li> <li>本人及び世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方</li> </ul>	21,200
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人及び世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円超 120万円以下の方</li> </ul>	35,400
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人及び世帯全員が市町村民税非課税で、保険料区分が上記に該当しない方</li> </ul>	49,500
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市町村民税非課税で、世帯員に市町村民税課税となった人がいる方のうち、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方</li> </ul>	63,700
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市町村民税非課税で、世帯員に市町村民税課税となった人がいる方のうち、保険料区分が4に該当しない方</li> </ul>	70,800
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が120万円未満の方</li> </ul>	85,000
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が120万円以上 210万円未満の方</li> </ul>	92,000
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が210万円以上 320万円未満の方</li> </ul>	106,200
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が市町村民税課税で、本人の前年の合計所得金額が320万円以上の方</li> </ul>	120,400

※保険料は、4月1日から翌年の3月31日までの間に、第1号被保険者であった期間の月数に応じて計算されます

- 老齢福祉年金 国民年金発足当時すでに高齢に達していたため、拠出割出金に加入できなかった方または加入を要しなかった方に支給される年金です。
- 合計所得金額 実際の収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類によって計算方法が異なります）を差し引いた金額のことで、地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額になります。（ただし、長期譲渡所得、短期譲渡所得については特別控除後の金額となります。）
- 課税年金収入額 税法上課税対象の収入となる公的年金等（国民年金・厚生年金・共済年金等）をいいます。